⑮　名称　株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ
　　住所　東京都千代田区有楽町１－７－１
⑯　名称　株式会社ダヴィンチ・ホールディングス
　　住所　東京都千代田区有楽町１－７－１
⑰　名称　株式会社地域経済活性化支援機構
　　住所　東京都千代田区大手町一丁目６番１号
⑱　名称　株式会社フソウ
　　住所　東京都中央区新川一丁目23番５号
⑲　名称　株式会社ブロードエッジ・アドバイザーズ
　　住所　東京都渋谷区代官山町20番９号
⑳　名称　株式会社ライドオン・エクスプレス
　　住所　東京都港区三田三丁目５番27号
㉑　名称　合同会社ＲＣ日本橋パートナーズ
　　住所　東京都港区元赤坂一丁目１番８号　赤坂コミュニティビル４階
㉒　名称　合同会社ＲＳＰファンド５号
　　住所　東京都中央区銀座八丁目４番17号
㉓　名称　ゴールドマン・サックス・クレディット・パートナーズ株式会社
　　住所　東京都港区六本木六丁目10番１号　六本木ヒルズ森タワー
㉔　名称　三菱商事都市開発株式会社
　　住所　東京都千代田区有楽町一丁目７番１号
㉕　名称　シンフォニー　ビスケッツ　ホールディングス　ピーティーイー　エルティーディー
　　住所　シンガポール共和国、098632、ケッペルベイタワー、１ハーバーフロントアヴェニュー＃05―01
㉖　名称　ラサール・アジア・オポチュニティー・ファイブ・ピーティーイー・リミテッド
　　住所　シンガポール国048619リパブリックプラザ37―01ラッフルズプレイス９
㉗　名称　ハミルトン・レーン・セカンダリーファンド３号・ジーピー・エルエルシー
　　住所　アメリカ合衆国、ペンシルバニア19004、バラ・シンウィド、ワン・プレジデンシャル・ブルバード、４階
㉘　名称　息栖　邦夫
　　住所　東京都杉並区浜田山２－９－２
㉙　名称　佐藤　輝英
　　住所　12　カスカデンウォーク　＃10―02　フォーシーズンズパーク　シンガポール
㉚　名称　田口　茂樹
　　住所　シンガポール　クレイモアロード　21―30―02　229545

２　届出を行った者が適格機関投資家に該当する期間　平成28年10月１日から平成30年９月30日まで

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第６項の規定により届出のあった事項について、同条第９項に基づき次のとおり公告する。

平成28年９月30日

金融庁長官　森　　信親

１　所在地の変更のあった者
⑴　名称　楽天信託株式会社
　　変更後の所在地　東京都世田谷区玉川一丁目14番１号
⑵　名称　フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社
　　変更後の所在地　東京都港区六本木七丁目７番７号

２　名称の変更のあった者
⑴　変更前の名称　ＮＫリレーションズ株式会社
　　変更後の名称　ＮＫリレーションズ合同会社
⑵　変更前の名称　オーストラリアン　インベストメント　コンプライアンス　パートナーズ　リミテッド
　　変更後の名称　オズファースト　コンプライアンス　パートナーズ　リミテッド

工場財団

東京都千代田区神田神保町２丁目１番地**北海道糖業株式会社**の工場財団に北見市北上101番地北海道糖業株式会社北見製糖所、中川郡本別町勇足53番地１北海道糖業株式会社本別製糖所、伊達市館山下町１番地の８北海道糖業株式会社道南製糖所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成28年９月30日

釧路地方法務局北見支局

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成28年９月30日　　福井地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　福井地方検察庁　平成28年第１号
２　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成28年９月30日
３　支給対象犯罪行為の範囲
⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間
　平成17年10月頃から平成27年６月15日までの間
⑵　支給対象犯罪行為の内容
　片岡寛和が、業として行った出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第５条第３項違反の罪のうち、法定の１日当たり0.3パーセントを超える割合による利息を受領した行為（主な犯行態様については、後記４⑵を参照）
４　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
⑴　検察官が把握している元本、利息を受領した金融機関の口座名義人
　ゆうちょ銀行　片岡　　晶名義　　記号番号　13330―11089141
　ゆうちょ銀行　片岡　　萌名義　　記号番号　13330―12673161
　ゆうちょ銀行　河上　菜乃名義　　記号番号　13360―400731
⑵　主な犯行態様
　○　他の顧客からの紹介等による顧客に対し、法定利息を超えた高金利で金銭を貸し付ける。
　○　金銭貸付の契約が成立すると予め利息を天引きした金額を手渡しする方法で貸付けを行う。
　○　貸付期間は、５日、10日、半月、１か月間など額面金額等により決まり、期限までに元本を返済できないときは、利息の支払いにより元本の返済期日がそれぞれの期間延長される。
　○　元本や利息等の支払いは、直接現金での手渡し、例外的に指定した上記４⑴記載の銀行口座に振込入金させる方法で受領する。
５　開始決定の時における給付資金の額　金75万9,300円
６　支給申請期間　平成28年９月30日から平成28年11月29日までの間
７　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　裁判所名　福井地方裁判所
⑵　裁判年月日　平成27年11月13日
⑶　確定年月日　平成27年11月28日
⑷　被告人の氏名　片岡　寛和
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
　被告人は、無登録で貸金業を営むとともに、法定の１日当たり、0.3パーセントを超える割合による利息を受領する犯罪行為により得た現金の帰属を仮装しようと考え
１　平成24年11月20日から同26年６月２日までの間、46回にわたり、貸し付けた金銭の元本及び利息の支払いとして３名の借受人をして、被告人が管理する親族名義の銀行の口座２口座に現金合計68万円を振込入金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装し